

# 労働保険審査制度の見直しについて

## 1 見直しの背景

- 行政不服審査手続の簡易迅速性を活かすとともに、より客観的かつ公正な審理手続を定めるなど不服申立人の手続保障を強化し、行政不服審査制度を国民にとってより分かりやすく、利用しやすいものとする観点から、行政不服審査制度の手続を定めた一般法である行政不服審査法の見直しが、今通常国会において予定されているところである（別紙参照）。
- この行政不服審査制度の見直しと整合性を図るためには、労働保険に係る不服審査制度についても、見直しを行うことが必要となる。  
なお、社会保険に係る不服審査制度についても、同様の見直しを検討している。

## 2 労働保険審査制度の見直しの方向

労働保険審査制度について、別紙の行政不服審査制度の見直しと整合性を図るためには、以下の方向で見直しを行うことが必要である。

### （1）再調査請求制度の創設

保険給付に関する決定に不服のある者は、処分庁に対して再調査請求をすることができることとする（審査請求に前置）。

### （2）審査請求

保険給付に関する決定に不服のある者は、（再調査請求を経た上で）労働保険審査会に対して審査請求をすることができることとする。

### （3）その他

その他行政不服審査制度の見直しに併せて所要の見直しを行う。

## 1 手続の一元化等

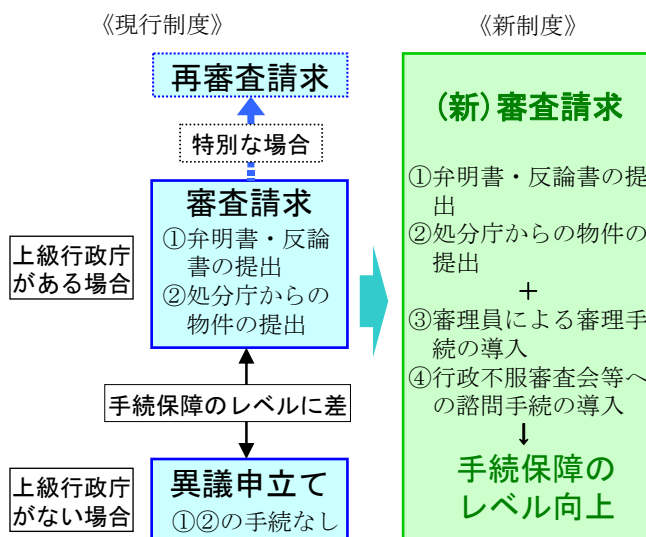
### ①不服申立ての種類の一元化

手続保障のレベルが低い現行の「異議申立て」を「審査請求」に一元化する。一元化された後の新たな「審査請求」は手続保障のレベルを向上させる。

### ②審理の一段階化

審査請求の手続保障のレベルを向上させるに伴い、再審査請求を廃止する。

※ 大量に行われる処分などについては、審査請求の前段階として、「再調査の請求」を個別法で設けることを認めることとする。



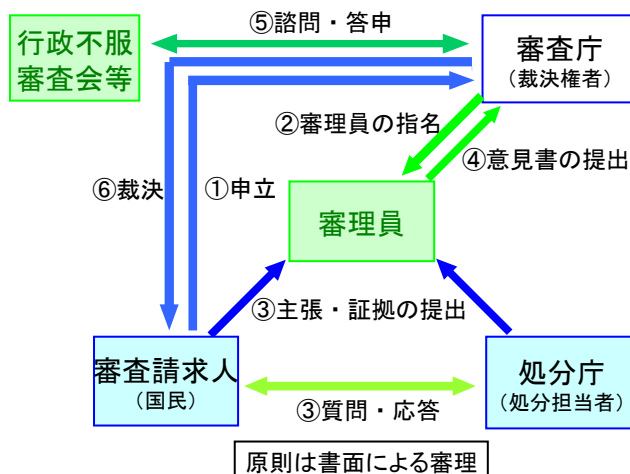
## 2 審理の客観性・公正性の確保

### ①審理員による審理手続の導入

審理をより公正なものとするため、審査庁は、処分に関する手続に参与した者以外の者の中から審理員を指名する。審理員は、審査請求の審理（主張・証拠の整理など）を行い、審査庁に対して裁決に関する意見書を提出する。

### ②行政不服審査会等への諮問手続の導入

より客観的かつ公正な判断が得られるよう、行政不服審査会等を新設し、審査請求の審理に参与する。



## 3 審理の迅速化等

### ①標準審理期間の設定

審理の遅延を防ぐため、審査庁は、審査請求がされてから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める。

### ②争点及び証拠の整理手続の導入

審理事項が多数・錯そうしているなど審査請求の内容が複雑である等の場合、適正かつ迅速な審理を行うため、審理員は、審理の進め方の整理などを行う。

### ③審査請求期間の延長

処分があったことを知った日から60日となっている審査請求期間を3か月に延長する。

## 4 施行期日

公布日から2年以内で政令で定める日に施行することとする。

※ 整備法において、関連法律の規定の整備等を行うこととする。